

## ■ 申込に必要な書類

必  
須

- (1) 町営住宅入居申込書
  - ・別紙の「住宅困窮理由」には、両親・親族の住居に住めないかどうかについても必ず記載し、別紙の「同意書」には記名・押印をお願いします。
- (2) 住民票
  - ・続柄、本籍等を省略していないもので、入居しない家族も含め現在同居中の家族全員のものがが必要です。(婚約者も同様です)
  - 別居中の方で入居時同居する親族がある場合は、親族関係を証明できる戸籍、又は住民票が必要です。
- (3) 所得証明書(平成29年度(平成28年中の所得)分)
  - ・平成29年1月1日現在に住民登録をしている市町村で発行しています。(認印と手数料が必要です)
  - ・入居しようとする方で、児童・生徒及び学生を除く全員の平成29年度(平成28年中の収入)の所得証明書が必要です。(扶養親族等省略していないもの)
  - ・収入がない場合も必要です。
- (4) 納税証明書
  - ・本庁税務課、佐賀支所地域住民課で発行しています。(認印と手数料が必要です)
  - ・入居しようとするもので、課税対象者全員の分が必要です。
- (5) 水道料金納付証明書、保育料金納付証明書、介護保険料納付証明書、住宅新築資金納付証明書、奨学資金等納付証明書
  - ・所定の用紙にて、本庁まちづくり課、佐賀支所建設課で証明を受けてください。(認印と手数料が必要です)
- (6) 身体障害者手帳
  - ・身体障がい者の方については、手帳を提示してください。
- (7) 家賃領収書
  - ・借家にお住まいの方は、直近6カ月分の領収書を提出してください。
- (8) 婚約者の証明
  - ・双方の親等の婚約予定の証明書(様式は自由です)、結婚式場の予約証明書等の写しのいずれか
- (9) 勤務先の収入証明
  - ・平成29年1月2日以降、申請時点までの間に勤務先を変更された方は、現在の勤務先から支給された給与の明細を申請書に記入し、勤務先の証明印を押印してください。
- (10) 公的年金の支給額が分かる書類
  - ・平成29年から公的年金を支給されている方については、平成29年分の支給額が分かる書類
- (11) 離職票または雇用保険受給資格者証
  - ・平成28年中に給与所得者であって、申請時点で離職されている方は提出してください。
- (12) 申込書中の「住宅困窮理由」が1、2、5、7、9、10に該当する場合は、その理由を証明する書類を添付してください。添付がないと理由になりません。  
(1, 2, 5に該当される方は、現在の状況が確認できる写真を必ず添付してください)
- (13) その他
  - ・必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

該  
当  
す  
る  
場  
合  
に  
ご  
用  
意  
く  
だ  
さ  
い

## 所得要件について

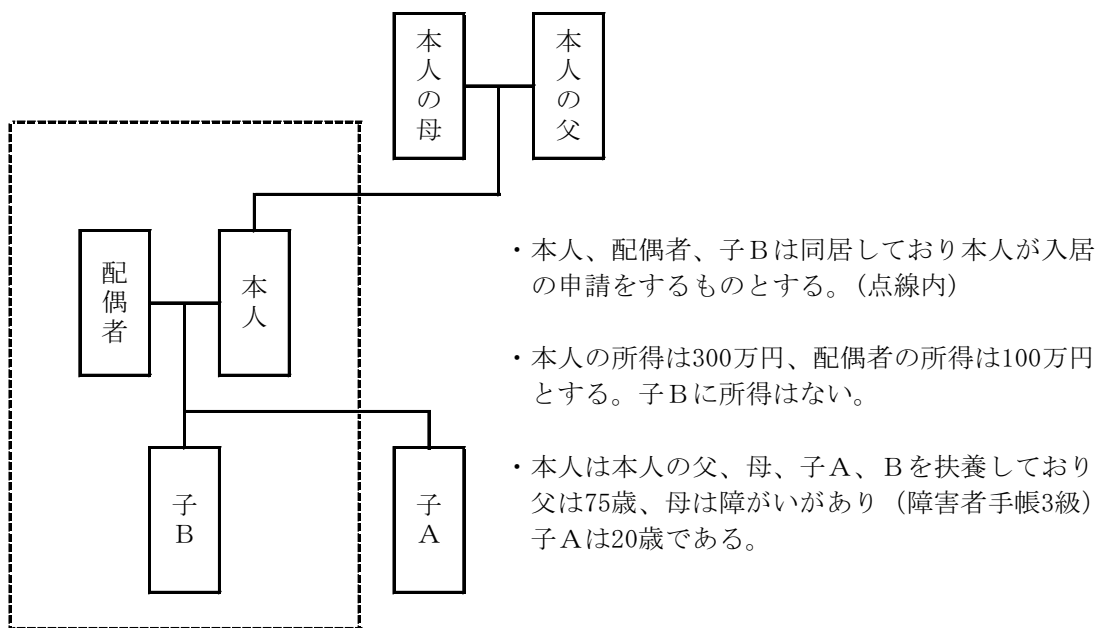
募集要領の『6. 入居資格』にある所得要件は下記のとおりになります。

(入居申請者および同居者の総所得金額－控除額合計金額) ÷ 12 = 158,000円以下であること。  
 ※要件に該当する場合は214,000円以下になります。

- 所得については、所得証明から算定します。ただし、年の途中で就職等された方は、毎月の平均収入から1年間の推定所得を算定します。また、裏面の(9)～(11)に該当する場合は該当する書類等に基づき所得を算定します。
- 控除額については、下記の表から該当するものを計算します。

控除の種類	控除金額	控 除 の 内 容
親族控除	380,000	同居者、控除対象配偶者、扶養親族
老人扶養控除	100,000	老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるとき (70歳以上)
特定扶養控除	250,000	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方がいるとき
障害者控除	270,000	本人、同居者、控除対象配偶者、扶養親族に障がい者がいるとき
特別障害者控除	400,000	本人、同居者、控除対象配偶者、扶養親族に特別障がい者がいるとき
寡婦(夫)控除	270,000	本人または同居者に寡婦または寡夫がいるとき。但し、その方の所得が27万円未満である場合には、その所得金額を控除

### 【所得算出例】



総所得金額・・・300万円＋100万円＝400万円

控除額合計金額・・・親族控除38万円×5人＝190万円、老人扶養控除10万円×1人＝10万円

障害者控除27万円×1人＝27万円、特定扶養控除25万円×1人＝25万円 控除額合計252万円

(400万円－252万円) ÷ 12カ月 = 123,333円 (158,000円以下) となり所得要件に該当